



立川市会計年度任用職員（時給制）
募集案内 ＜登録制＞

《令和8年度 名簿登録》

立川市学校支援員

応募締切：令和8年2月20日（金）

立川市教育委員会事務局指導課

令和8年1月

立川市会計年度任用職員（時給制）募集案内 ＜登録制＞

身 分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
職 種	立川市学校支援員
仕 事 の 内 容	市立小・中学校における児童・生徒の学校生活への適応支援や、通常の学級に在籍する配慮が必要な児童・生徒への個別支援などを行います。 業務内容は学校の状況によって異なります。勤務校が状況に応じて定めた業務に従事していただきます。 想定される業務内容（例） ● 児童・生徒の相談相手や遊び相手となり、学校不適応や不登校等の未然防止・改善・解消を図る。 ● 児童・生徒が気持ちを落ち着け、授業に集中できるよう見守る。 ● 小学校に入学したばかりの児童が学校生活になじむよう、学級を支援する。 ● 授業プールにおける児童の安全確保の支援をする。（プール授業補助業務は希望する方のみとなります。プール授業補助業務への専従も可能です。）
学 歴（履 修 科 目）	不問
必 要 な 経 験 等	特に経験は問いませんが、学校が定めた業務次第では、教育・心理に関する業務経験がある方を優遇する場合があります。
必 要 な 免 許・資 格	特に免許・資格は問いませんが、学校が定めた業務次第では、各種教員免許保有者や、教育・心理に関する資格をお持ちの方を優遇する場合があります。 ※プール授業補助業務に従事いただく場合には、事前に市教育委員会が指定する講習等を受講していただきます。
任 用 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までのうち、市教育委員会が定める期間。 ※ 任用開始日については状況によって相談可 ※ 最初の 1 か月は条件付採用となります。
勤 務 場 所	立川市立小・中学校
勤 務 日・勤 務 時 間	原則として月曜日から金曜日までの平日のうち、勤務する学校の校長が別途指定する日の中において、1 日につき 6 時間以内 ※ 勤務の曜日・日数・時間数は、時期・学校によって異なります（不規則勤務）。 ※ 時間外勤務は 1 日 8 時間を超える勤務に従事した場合に、振替又は時間外勤務相当の報酬を支給します。
休 日・休 暇 等	【週休日・休日】 土曜・日曜・祝日、勤務校の夏季休業中・冬季休業中・春季休業中 ※ 学校行事等により、週休日・休日に勤務を依頼する場合があります。 【有給の休暇】 年次有給休暇（一定の勤務日数等を超える方のみ）、事故休暇、妊産婦の休息时间

	【無給の休暇・休業】 病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、子どもが伝染病に罹患した場合、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、育児休業、部分休業、子育て部分休暇
報 酬 ・ 手 当	1 時間あたり 1,390 円 ※ 規定により、別途通勤費相当の報酬を支給します。
社 会 保 険	健康保険の加入：原則なし 厚生年金保険の加入：原則なし 雇用保険の加入：原則なし ※ 災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。
応 募 方 法	【提出書類】 応募用紙（写真貼付。市ホームページからダウンロードができます。） 【郵送申込】 ① 提出期限 令和 8 年 2 月 20 日（金）【消印有効】 ② 郵送先 〒190-8666 立川市泉町 1156-9 立川市教育委員会事務局指導課 宛 【持参申込】 ① 受付期間及び時間 令和 8 年 2 月 20 日（金）まで 平日の 9 時～17 時（12 時～13 時は除く。） ② 受付場所 立川市役所指導課窓口（2 階 62 番窓口）
応 募 後 の 流 れ	応募いただいた方は「名簿登録者」となり、学校からの配置要望に応じて書類選考及び勤務校での面接の後、配置を決定します。 ※ <u>学校からの配置要望が無い場合は、任用されません。あらかじめご了承ください。</u> ※ <u>名簿登録の期間は、令和 8 年度末までです。</u>
そ の 他	✓ 応募に関する提出書類は、一切お返しできません。 ✓ 応募用紙等の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。 ✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来するような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。 ✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行うものとしします。
特 定 性 犯 罪 の 前 科 に つ い て	✓ 本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力

	防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ✓ 特定性犯罪の前科がある場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ✓ このため、予め採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
お 問 い 合 わ せ	平日の 9 時～17 時（12 時～13 時は除く。） 指導課指導係 電話 042-523-2111 内線 2485

【注 1】 次の各号の一つに該当する方は応募できません。

（地方公務員法第 16 条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注 2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注 3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。